

たといってよい。サイミントン小委員会のメンバーによるアジア各地域の基地視察に先立って、両省連名でアジア地域の大使館や責任者に対して、二国間交渉の状況も含めてすべての機密情報を視察スタッフに開示するよう指示している。しかも、こうした調査は政治的な影響を避けるため、相手国政府に公的に知らせることはなかった。

- 40) Ibid.
- 41) ただベトナムの隣国であるタイのウ・タパオ (U-tapao) 基地は、元々ロジスティクス用の基地として開発しながらも、北爆のコストダウンを図るために1966年からはB-52の発進用基地として利用していた。Symington Hearings, pp.124-129.
- 42) Ibid.
- 43) Ibid., p.161.
- 44) Ibid., p.69.
- 45) 基地ごとの事件の数は以下のとおり。クラーク基地：271件、スービック基地：73件、サングレー基地：11件、サン・ミゲール基地：3件、マクタン基地：2件。Ibid., 219. 基地周辺の犯罪といえば、米軍基地側が被害を受ける盗難や強盗事件ばかりではなく、米軍の構成員が加害者となり基地周辺住民や女性など受け入れ国側の市民が被害者となる事件や性犯罪も当然多数に上り、受け入れ国側の尊厳を大きく傷つけてきたことはいうまでもない。しかしサイミントン小委員会が米軍撤収を勧告した要因としては前者が問題視されたため、本稿では後者に関する議論は他に譲る。
- 46) Ibid., pp.170-183, 218-224.
- 47) Ibid., p.228.
- 48) 在比基地からの撤退については、その後も何度かアメリカ政府内で議題に上るが、カーター政権期でも、在比基地から撤退したら、スービック湾基地やクラーク基地における核兵器格納の機能はどこに行くのか、という点が問題になったという。Bonner, *Waltzing with a Dictator*, p.220.

第9章

安全保障とアイデンティティ

—— ASEAN地域フォーラム (ARF) における予防外交の展開とアジア地域主義 ——

1. はじめに

冷戦後のアジア太平洋地域では1994年に東南アジア諸国連合 (ASEAN) を中心にASEAN地域フォーラム (ARF) が組織され、地域安全保障について前向きな対話が繰り返されている。ARFの地域安全保障の取り組みは、法的・制度的枠組みを前提とする欧米などの他地域と比べてかなり異質のものである。ARFの地域安全保障は信頼醸成措置と予防外交の二本柱で構成されている。前者は潜在的な脅威対象の国々を含みながら、対話を重ね信頼的な外交関係を構築していこうとする概念であり、後者は協調と合意に基づく紛争解決のための外交的实践である。1995年のARFのコンセプト・ペーパーによれば、地域安全保障のフレームは信頼醸成措置 (Confidence-Building Measures) ・予防外交 (Preventive Diplomacy) ・紛争解決 (Conflict Resolution) の三段階アプローチが想定されている。

これらの一連の地域安全保障のあり方は、主権の相互承認や内政不干渉などの原則を含み、法的・規範的な制度を中心とする欧米の安全保障レジーム—たとえば欧州安全保障協力機構 (OSCE) —に比べかなり緩やかな制度である。このような地域的な安全保障レジームの差異は各々の地域性の相違を象徴しているのであろうか。ARFの制度枠組みとアジアの地域性や地域主義とは如何なる関係にあるのか。本章の趣旨は、これらアジア太平洋における地域安全保障の政策言説の中からアジアの地域主義・地域アイデンティティを読み解くことにある。換言すれば、地域安全保障はアジア地域主義の諸実践と連動している、

というのが本章の主要な仮説である。ARFはASEANの全会一致型の会議外交モデルをほぼ踏襲しており、信頼醸成措置や予防外交といった諸概念も東アジアの地域性・特殊性を考慮した構成となっている。つまり本章の意図するところは、地域安全保障という広い文脈の中で地域アイデンティティというロジックがどのように作動しているのかを検証するものである。

従来のARF研究やアジア太平洋の安全保障研究は、概ね欧米など他地域の安全保障レジームとの比較から、ARFが安全保障レジームとして機能し得るかどうかを評価する研究が多く、地域主義と地域安全保障の相関性を意識した研究は意外と蓄積されていない。また地域主義と地域安全保障の関係を意識した研究群も、事例検証を通じてアジアと他地域との差異や特殊性を確認・強調する傾向が強く、翻ってどのような「政治的ロジック」を背景としてアジア的な安全保障レジームが形成されているのかについては、体系的な検証にまでは至っていないというのが現状である¹⁾。

別言すれば、安全保障レジームとしてARFを評価するのではなく、地域主義実践の一事例としてARFを再考察するというのが本章の狙いである。結論を先取りするならば、ARFは地域主義の磁場が極めて強く、広域安全保障レジームとして他地域の安全保障レジームと比較するよりも地域主義の実践の一つとして同地域の他のレジーム(APECやASEAN+3)と比較する方がより実情に近い分析を行うことができる。なぜ地域安全保障を地域主義の観点から検証しなければならないのか。それは地域主義も安全保障も共に「どこまでが内側でどこからが外側か」という境界線の政治学の課題だからである²⁾。

地域主義とは本来、「地域」という政治ブロックを形成することによる囲い込みを含意し、その囲い込まれた空間の中で行われる政治実践を考察する研究が地域主義研究である。ただし、地域主義はそれ自身が囲い込まれた空間であっても、それは「閉じた領域」と等価ではない。地域主義は孤立主義や鎖国主義とは異なり、一方で「地域」という限定された政治領域を形成しつつ、他方では他地域に対しても一定の限度で開かれた対外関係を保持している。今日、グローバル化と地域主義・地域統合が同時進行で進んでいることはその顕著な現れである。つまり政治空間としての「地域」は閉ざされていると同時に開かれ

ているのである。言うまでもなく地域主義の政治形態は地域によって千差万別であり、「どの程度開かれていて、どの程度閉ざされているのか」はそれぞれの地域主義で温度差がある。しかしながら、地域主義と呼ばれる政治実践に共通していることは、地域主義はその政治的ロジックから「どこまでが域内でどこからが域外か」という問いを避けることができず、常に地域内/地域外という境界線の政治学へと帰着する。それゆえに、地域主義や地域統合の想定する政治的境界線の定着・付帯・変容などを検証することが地域主義研究の一つの要諦となろう。すなわち、地域主義研究と境界線の政治学の問題意識を重ね合わせれば、他者としての「域外」を包摂したり排除したりしながら、「域内」の同一性を確保していく一連の運動が、地域主義(あるいは地域統合)における境界線の政治学の位相であると言えよう。

そしてこの境界線の政治学という思考様式は安全保障研究(とりわけ集団的安全保障や広域安全保障の領野)にも応用可能である。なぜなら安全保障とは、まさに安全が保障され得る圏域—どこまでが安全保障圏内でどこからが圏外であるのか—という審問を避けることができない。これが国家安全保障を論じる場合であれば(この概念自体も再検討の余地は多分にあるが)、国家安全保障の領域と国家主権の領域がほぼ一致していると考えられているため、境界線の政治学という経路は不可視化されやすい³⁾。しかしながら「地域」のような複数の主権がまたがる広域秩序を思考する際、この安全保障の境界線という問題を避けて通ることはできない。とりわけ、集団的安全保障の範囲が地域内でブロック形成される場合には、安全保障の「及ぶ範囲」と「及ばざる範囲」を確定する政治的作業が不可欠であり、そうであるがゆえに、制度としての地域安全保障と政治実践としての地域主義とは深く結びついている。さらに本章の主題とする予防外交のような曖昧な概念の場合、その定義や対象をめぐって政治的な陣地戦—政策イメージのせめぎ合い—が繰り広げられ、境界線の政治学が幾重にも展開されていく。

以上の問題意識を踏まえ、本章ではアジア太平洋地域における安全保障問題の特殊性を考慮しながら、地域安全保障の政策言説における地域主義を再読解し、その上で地域安全保障と地域主義の相関関係・相補関係の検証を試みる。

まず第1節ではアジア地域主義の特徴を概観する。第2節ではARFの安全保障言説を吟味するが、とりわけARFに特有な信頼醸成措置・予防外交を中心に検討する。第3節ではそれを踏まえて、ARFの安全保障言説がどのように地域主義とリンクしているのかを検討する。最後に第4節ではこのようにアジアにユニークな安全保障のあり方がどのように地域の安全保障に貢献し得るのか（またはし得ないのか）を総合的に検証する。

2. 地域主義という境界線の政治学

上述のように地域主義という政治実践は「どこまでが域内でどこからが域外か」という問いを避けることができない。ではアジアに目を向けた場合、その政治的境界線の定着・付帯・変容にはどのような特徴があるのか。境界線の政治学の一事例としての地域主義や地域アイデンティティを理解するためには、アイデンティティとはどのようなものであるのか、それを念頭に置く必要がある。

アイデンティティには大まかに3つの特徴が内在する。(1) アイデンティティは差異の論理によって形成される。(2) アイデンティティとは間主観的な存在であり、軍事力・経済力・制度・レジームのように「モノ」としてアイデンティティを客観視することはできない。(3) アイデンティティとは結果でなく過程である⁴⁾。

第1にアイデンティティはウチとソト (inside/outside) の差異の論理によって形成される。すなわち外部者を「他者」として表象し、それによって内部の同一性を高めようとする衝動である。それゆえに、アイデンティティは常に内部／外部の緊張関係を必要とする。歴史的に形成されたアジア主義言説を例にとれば、地域アイデンティティは文明／野蛮、東洋／西洋、黄色／白人種、王道／覇道、精神文明／物質文明などのウチとソトの境界線を媒介にして構成されてきた。これらの境界線が社会的かつ歴史的にどのように表象され、アイデンティティを形成してきたのが境界線の政治学の研究課題である。つまり、アイデンティティを不断の政治的境界線の構築・再構築の運動と捉えた場合に、

個々の政治的境界線がどのように内部（自己）と外部（他者）を定義しているのかが重要な分析座標となる。

第2の特徴は方法論的課題である。アイデンティティは差異の論理—それぞれの主体が自己と他者をどのように同定・定義するのか—という課題であるため、軍事力・経済力・制度・レジームのように物理的変数としてアイデンティティを扱うことはできない。アイデンティティは自己の引く境界線と、他者の引く境界線等の複数の境界線の相関関係の中で偶発的に構成される—そこで本章では、ARFの政策言説を読み解きながら、どのような境界線の構築作業が行われているのかを分析していく⁵⁾。

最後にアイデンティティとはア prioriに与えられているものではなく、常に偶発性 (contingency) の中から構成される。つまりアイデンティティとは結果ではなく過程であり、社会的かつ歴史的な磁場の中で絶えず形成・再形成を繰り返している。それは政治言説の持つ2つの特性—空虚性 (emptiness) と流動性 (floatingness) によって支えられている。これは政治言説には厳密な定義は存在し得ず (空虚性)、それは時代状況によって変化する (流動性)⁶⁾ という事を意味する。すなわち、アイデンティティという政治実践は、特定の政治言説の指し示す範囲やその境界線をめぐって政治的・社会的イメージのせめぎ合いを繰り返していく。

二点目と三点目の特徴を補足するならば、アイデンティティといった間主観性 (inter-subjectivity) は構造的に「二重の不確実性 (Double Contingency)」を孕んでいる。「二重の不確実性」とは自己のアイデンティティ形成は他者の反応に依存している状態である。たとえば「日本はアジアである」という言説は、自動的にアジア諸国も「日本をアジアである」と認識しているという示唆を含んでいる。しかし実際には、日本も他のアジア諸国も等しく「我々はアジアである」との認識を共有していなければ間主観性としての集団的アイデンティティは存在し得ない⁷⁾。

こういった不確実性については2つの疑問が浮上する。なぜそのような自動的な含意が可能であるのか、またその自動的な含意はどのようにアイデンティティを強化 (または弱体化) させるのか。一方でこの種の自動的な含意が可能で

あるのは厳密な「アジア」の定義が存在しないことに起因している（空虚性）。なぜなら厳密なアジアの定義が存在するならばこのような「二重の不確実性」自体が生じない。他方では言説の流動性が同一化（identification）の強弱を示唆する。言説の意味内容は流動的であるわけだが、日本とアジア諸国の間で共通の「アジアとは何か」の自己認識が確立していれば不確実性は起こらない、逆にそこに共通の認識が生じなければそれが「二重の不確実性」を招来し同一化は困難となる。

しかし、ここで注意しなければならないことはアイデンティティ形成に伴うせめぎ合いは構造的に、不完全情報ゲームに類似した構図にならざるを得ないということである。自己と他者がお互いに「相手が自分を如何に認識しているのか」を完全に同定することはできない。それが国家間関係のように集団的なアイデンティティを問うものであればなおさらである。言い換えれば、アイデンティティという概念は構造的に「二重の不確実性」を含んでおり（自己の想定する境界線と他者の想定する境界線は果たして一致しているのか？この問いは繰り返される）、完全なアイデンティティの同定は不可能である。そして、アイデンティティという空間が充足することが不可能であり、曖昧な空間として残存するがゆえにそこに複数の政治的プロジェクトが注ぎ込まれる。つまり、二重の不確実性のようなアイデンティティを不可能にしている条件が、同時にアイデンティティ形成を可能にしている。たとえば、アジア各国で地域主義の定義には温度差があり、その意味で地域主義概念の決定版のようなものは存在しない。そして、そうであるがゆえに異なった主体群を結ぶ「縫い目」として、地域主義という政治言説が生まれる。地域主義の境界線が誰の目にも自明なものであれば、わざわざそれを強調しようとする政治プロジェクトは生じない—それが曖昧で不確かなものであるからこそ、それを確定させようとするアイデンティティの政治学が作動するのである。

これまでのアジア地域主義形成史を振り返ると、地域アイデンティティの構成には境界線の力学が常に作動している。冷戦後の最初の地域主義の動きは1989年のアジア太平洋経済協力（APEC）の設立である。APECは設立当初より「開かれた地域主義」（Open Regionalism）を標榜し、排他的ではなく非加

盟国が新たに加盟することに対してオープンな姿勢を採っている。ではAPECの引く境界線とはどのようなものか。それは排他的地域ブロックや関税障壁を堅持する経済的ナショナリズムの類である。「開かれた地域主義」は経済自由化・自由貿易圏の拡大を促進する思考であるので、それに逆行するような動きは保護貿易の亜種として排斥される。

しかし、逆にこうしたAPECの経済運営は、経済自由化を求めるアングロ・サクソンの加盟国と、経済協力を求める東アジアの加盟国で絶えず衝突を招来してしまう⁹⁾。また同時にマレーシアやシンガポールを中心にアジア的価値観論争（The Asian Value Debate）やEAEC構想（マレーシア首相マハティールの提唱したEast Asian Economic Caucus）が展開され、アジア太平洋に対して東アジアという境界線の政治学が展開される。

この「アジア太平洋か？東アジアか？」という境界線の政治学は1997年のアジア通貨危機でピークを迎える。通貨危機を通じて新自由主義を基調とするグローバル化の動きとアジア的価値観を強調する東アジア地域の経済統合の動きが衝突することになる。新自由主義、たとえば米財務省や国際通貨基金（IMF）の政策言説においては、通貨危機の原因をアジア的価値観に求める傾向が顕著であり、アジアは「腐敗した資本主義」と表象された。言い換えれば、「奇跡のアジアから腐敗したアジアへ（from Miracle Asia to Crony Asia）」という境界線の政治学が作動していた⁹⁾。これに対してアジア諸国は通貨危機をアジア・モデルの危機ではなくグローバル資本主義の危機と捉えた。東南アジア諸国の政治言説は、アジア危機はむしろアジア・モデルやアジア的価値観を肯定的に再検討する絶好の機会であると捉え、反米・反IMF感情を媒介にして地域主義が再構成されていった。それは「怨恨の政治（Politics of resentment）」と揶揄されるように地域主義／グローバル化という境界線の政治学である¹⁰⁾。

このように地域主義の政治実践には常に域内／域外という境界線の政治学、言い換えれば自己が他者をどのように認知・認識するのかという「まなごしの政治」が含意されている。ARFという安全保障レジームを地域主義的な視座から考察するということは、安全保障や予防外交の領域でこの「まなごしの政治」がどのように作動しているのかを検証するということである。

3. ARFの安全保障言説

前節では地域主義の境界線の力学をやや理論面から検証した。本節ではそれを受けて、実際にARFの安全保障言説の中で境界線の政治学—アイデンティティをめぐる政治表象—がどのように作動しているのかを検討する。

ARFは、アジア太平洋地域における安全保障の対話フォーラムとしてアジア太平洋地域17か国と欧州共同体（当時）を原加盟国として1993年に合意され、1994年に発足した。その後、毎年閣僚会合を行っている¹⁴⁾。ARFの安全保障枠組みにおいては、信頼醸成と予防外交の2つに焦点が置かれているが、これは東アジアの安全保障の特殊性を象徴している。冷戦期の東アジアにおいては同盟、軍拡競争、軍備管理、信頼醸成といった典型的な安全保障問題はほとんど論議されてこなかった。なぜならば、「鉄のカーテン」を挟んで東西の対置構造が明白だったヨーロッパに比べて、アジアではあからさまな自由主義／共産主義という対立構図が希薄であったからである¹⁵⁾。東アジアにおいては強固な軍事同盟が不在であり、防共同盟の性格の強い東南アジア条約機構（SEATO）のような地域機構が存在した時期はあったが、結局は頓挫している。

またASEANはその結成以来、一貫して軍事協力、軍事同盟の類を忌避しており、共通の仮想敵を想定して軍事協力を進める「防衛共同体（Defense Community）」ではなく、外交努力による紛争防止や平和構築に努める「安全保障共同体（Security Community）」に近い¹⁶⁾。軍事協力についての提案がアジェンダに登ることはあっても最終的には否決されてきた。ASEANでは武力行使や紛争への軍事介入、また共通の脅威に対する戦争計画の策定などはこれまで徹底して避けられてきた¹⁴⁾。さらに1971年に「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）」構想を採択したクアラルンプール宣言からも明らかなように、アジアにおいて如何なる理由があろうとも内政干渉はタブーであるとの政治規範が確立されており—特に地域外勢力による内政干渉は最も避けられねばならない—、相互内政不干渉の原則は揺るぐことの無い大原則であった¹⁵⁾。

ASEANにおいては、安全保障に限らずその地域主義ロジックの中で特定の

言説があらかじめコード化されている。ASEANそれ自体が一つのコードであるし、それと相互補完的に使用される「繁栄と安定（prosperity and stability）」も同地域の地域性・地域社会を象徴する語としてコード化されている（これらのコードはそれぞれ明確な意味内容があるわけではなく、その示唆する内容は個々の事例に依存している）¹⁶⁾。

そして、このことと関連して次の2点が留意される必要がある。第1に「安全保障（security）」といった場合、少なくともそれがASEANにおいては、軍事や防衛に限定された意味ではなく政治・経済・社会要因などを含有する広範囲のコードであるということである¹⁷⁾。第2には、ASEANの域内関係においては「共同体の構築（Community-building）」に独特の地位が与えられており、「ASEAN方式（ASEAN way）」と呼ばれる意思決定方法にその特徴がある。ASEAN方式はその出自をマレー文化に多く負っているが、簡単に言えば協議（*Musyawarah*; consultation）と合意（*Mufakat*; consensus）に基づく意思決定である¹⁸⁾。この方式に基づいて対政府・対民間団体（NGOs）と頻繁に会合やコンタクトが持たれ、個人ベースのネットワークが形成される（ASEANが行う会合は政府間会合だけで年間230以上に上る）¹⁹⁾。

こうしたアジア地域主義に特有のコードを踏まえた場合に、信頼醸成と予防外交の概念における他地域との差異が明らかとなる。信頼醸成措置は従来、敵対国家間の紛争予防のための共通の安全保障の枠組みや合意を指す語彙であったが、東アジアにおいては、専ら安全保障分野における相互理解を深化させるために各国が行う軍事交流、安全保障対話や防衛交流などの意味合いで用いられてきた²⁰⁾。またヨーロッパ発の信頼醸成措置が、冷戦下の緊張状態を背景として専ら軍縮や軍備管理をその射程に収めていたのに対して、東アジアにおいては具体的な安全保障の政策課題としての意味合いは希薄で、あくまでも協議と合意に基づく信頼関係の構築に主眼があった²¹⁾。

また予防外交に目を向けると、国際社会における予防外交概念の最初の使用は1956年まで遡る。スエズ動乱時の国連事務総長ハマーショルドによって提唱され、当初は「防止外交」の訳語が当てられ、紛争の再発防止を目的としていた。この概念が1992年、国連事務総長ガリの『平和への課題』で再び浮上す

る。この予防外交概念は、冷戦終結と民族・宗教対立の激化を受けて、紛争予防の前面的な見直しを図り、平和維持活動を梃子にして紛争を未然に防止するという積極的な意味合いである²²⁾。それに対して、東アジアにおける予防外交は国家主権の磁場が極めて強く、予防外交は内政不干涉という前提の下で限定的に行使され得る外交実践という意味合いが強い。

さらに、予防外交とは如何なるタイプの安全保障であるのかという点も留意されなければならない。その出自からも明らかなように予防外交は、特定の社会的・歴史的状況の中で形成された政治的な概念である。それゆえに、冷戦や「ポスト冷戦（あるいは破綻国家の問題）」といった特殊状況下で概念化された「予防外交」の枠組みを普遍的な準拠枠組みとして他地域に適用することは、誤解を生じさせる危険がある。

まず、集团的安全保障、共通の安全保障、協調的安全保障という3つの類型を想定した場合に、予防外交に代表される共通の安全保障と協調的安全保障は武力行使を前提とせず、あくまでも非軍事的手段で武力対立を未然に防止することを目的としているため、伝統的な集团的安全保障とは異なるものである。また、しばしば混同されがちであるが、共通の安全保障と協調的安全保障は似て非なるものである。前者は冷戦的な構造の中で、後者はポスト冷戦期に特有の国際情勢の中で形成されてきた。換言すればそれぞれの差異は冷戦期とポスト冷戦期の予防外交の概念の変容を象徴している。両者ともに信頼醸成や透明性、非挑発型の防衛など共有する要素は多いが、共通の安全保障が専ら恒常的な対立関係や特定の脅威を前提とし、友／敵関係の中で軍事的な信頼醸成を促進する性質があるのに対して、協調的安全保障においては、脅威が不特定で分散化しているとの前提から信頼醸成を追求する傾向がある²³⁾。言い換えれば、今日の予防外交概念はポスト冷戦における破綻国家やグローバル・テロリズム、暴力の民間化等、特定の歴史・社会状況を反映して、その政策的応答として構成されてきた感が強い。そのため、異なった社会的背景を持つ東アジアにおいて、予防外交が異なった形で概念化されるのは、むしろ自然なことであると言えよう。

では実際に予防外交の定義・範疇・対象にはどのようなものが含まれ得るの

か。予防外交や紛争予防の定義や範囲は広く簡単に明示できるものではないが、より包括的には紛争の発生や再発を防止するための政治的調整を意味する。その含有する課題としては、軍縮、難民、民族・部族間対話、持続可能な開発、人材開発、地域の統治能力（ガバナンス）強化などの諸分野にまたがっている²⁴⁾。しかしながら、こうした定義を行うことと、実際の政策合意を策定することは同義ではない。実際に政策調整として予防外交を思考した場合、その政策上の含意や射程は政策担当者にとっても研究者にとっても常に論争的である。「予防」という語は無限に拡大する曖昧さを持っているため、政策的な意図や目的にそっていくらでも曲解や拡大解釈が可能だからである²⁵⁾。

こうした予防外交の持つ概念上の曖昧さは、軍事手段の有無や内政干渉の問題など、立場によって対立を生む傾向にある。さらに、課題となるのは予防外交の効果を実際に測定することはほぼ不可能であるという問題である。軍事衝突が起こっていない状態があった場合に、「なぜ紛争が起こらないのか」、その原因を特定することは甚だ困難である。というのも紛争のない状態が、外交努力によるのか、国家間の利得計算によるのか、威嚇や抑止の結果なのか、という因果関係は、それを説明する人間の世界観が反映されており、客観的な指標を導くことができない²⁶⁾。結局のところ、予防外交が実際に紛争を予防しているか否かの判断は、何らかの恣意的な前提に頼らざるを得ない。

この予防外交概念の曖昧さを念頭に置いた場合、前節の境界線の政治学が重要性を帯びてくる。予防外交の概念は空虚であり、自明な定義によってそれを同定することはできない。そして、そうであるがゆえに予防外交言説は異なった政治的解釈の間を浮遊する。こうした予防外交の言説をめぐる政治闘争が、地域主義の境界線の政治学と相俟って、特殊アジア的な予防外交概念を醸成している。

以上見てきたように、国連や他地域における予防外交の概念と東アジアにおけるそれは、かなり異質な成り立ちを経て形成されている。しかしながら、こうした予防外交の展開の差異を世界大の傾向に対して「遅れているアジア」として一方的に評価を下すことは適切ではない。予防外交の形成史を紐解けば明らかなように、この概念は当初においては東西冷戦の緊迫した国際関係のなか

で、昨今においては破綻国家や民族浄化を背景とするポスト冷戦期の政治的不安定性の中から確立された。言い換えれば、恒常的な敵対関係が希薄で、比較的国家の主権体制が堅固である東アジアにおいて予防外交という問題系が浮上しにくいのはむしろ当然の成り行きと言えよう²⁷⁾。

では、東アジアにおける信頼醸成と予防外交はどのように定義され、定着してきたのか。以下、ARFの小史を振り返りながら信頼醸成と予防外交の地域形成を考察していく²⁸⁾。ARFは1994年にバンコクで第1回会合を開き、参加国は当時のASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）と日中韓、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ベトナム、ラオス、ロシア、EUであった。設立当初の狙いとしては、アジア地域の政治的緊張を緩和・管理するために関係諸国（とりわけ中国や当時ASEAN未加盟であったベトナム・ラオス等）との間に定期的なコミュニケーション・チャンネルを開き、少なくとも信頼醸成メカニズムの中に巻き込んでいくという意図があったと考えられる²⁹⁾。

1999年のシンガポール会合ではARFの機能を信頼醸成から予防外交へと発展させる作業部会の設立が合意される。さらに翌年のバンコク会合でシンガポールが予防外交概念についての報告書を提出する（これは中国の消極姿勢で議論継続となる）。さらに2001年のハノイ会合で「予防外交の概念と原則」ペーパーが採択され、ARF機能を信頼醸成から予防外交へと強化することで合意が持たれる。これは前年度のシンガポールの草案をほぼそのまま受け入れたものであった。

まず第2回のARF会合（1995年）で提起された「ARFコンセプト・ペーパー」³⁰⁾であるが、これは合意文書ではなく議長声明の添付文書にすぎない。しかし事実上ARFにおける方向性を示唆する合意文書として扱われている³¹⁾。同文書ではARFにおいてASEANが枢要な役割を担う旨が謳われ、ARFは同地域の「平和と安全保障についての異なったアプローチを認識・承認し、安全保障分野におけるコンセンサス型アプローチを形成すべきである」³²⁾と強調されている。さらに紛争解決へのステップとして、信頼醸成措置・予防外交・紛争解決の3つのステージを置いている³³⁾。

第一のステップである信頼醸成措置についてはASEANの経験や過去の事例—東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）や東南アジア非核地帯（SEANFWZ）—を参照しながら、制度的な信頼醸成のメカニズムではなく、むしろ協議と合意に基づくASEAN方式の有効性を説いている。すなわち、「アジアの状況を考えれば、ASEANアプローチにはいくつかのメリットがある。それは隣国間で信用と信頼を高めていく必要性の強調である」と述べている³⁴⁾。

とりわけコンセンサス方式への言及は強調されており、ARFにおける意思決定は「慎重かつ詳細な協議の後にコンセンサスをもって」行われ、「如何なる投票採決も行わない」と明記されている。さらにARFはこの方式のメリットを「緩やかな進展を望む国には早すぎず、性急な進展を望む国には遅すぎない」決定プロセスと定義している³⁵⁾。さらには、政府間交渉（トラックI）だけでなく、ASEAN戦略国際問題研究所連合（ASEAN-ISIS）やアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）等のトラックII活動に触れ、トラックIとトラックIIの相補性を強調している³⁶⁾。

この一連の政治言説において注目されることは他地域に比しての「東アジア的特殊性」と法的・制度的枠組みに対しての「コンセンサス方式」の強調であろう。これを要約するならば、以下のような政治的結論が導かれる。一方で、東アジアの安全保障実践は他地域（東欧やアフリカの破綻国家群）とは趣を異にしている。ASEANの加盟国関係の歴史が示しているように、東アジアは信頼醸成を相互に高め合っていく方法で平和と繁栄を保ってきた。他方で、それ故に東アジアの安全保障においては法的・規範的・制度的枠組みは必要の無いものであり、むしろ徐々に信頼関係を醸成していくコンセンサス方式こそが東アジアの実情に沿ったものである。

すなわち、東アジア／破綻国家という境界線が引かれ、かつコンセンサス方式／法的・規範的枠組みという境界線が引かれているのである。破綻国家や国家主権の枠組みが脆弱な地帯ではテロや民間の暴力集団の割拠等の事態が起こり得るが、国家主権の堅固な東アジアでそのような事態は想定し得ない。それ故に、合意に基づく国家間の信頼醸成こそが東アジアの安全保障体制のベースとなるものであるという考え方である。無論、ここには信頼醸成や予防外交

の名の下に、内政干渉や人道的介入が無制限に行われることを極力回避したいアジア側の政治的意図（たとえば中国）があることは言うまでもない。

こうしたコンセプト・ペーパーの流れを受けて予防外交について規定したのが、2000年の第7回ARFで提起され翌年に採択された「予防外交の概念と原則」と題するペーパーである。基本的にはコンセプト・ペーパーで提示された3段階（信頼醸成・予防外交・紛争解決）の流れを受け、信頼醸成措置に重きを置きながらも、信頼醸成と予防外交の重なり合う部分について、予防外交の概念上の定義を行い、その定義について相互理解を深めていくことが謳われている³⁹⁾。

同文書による予防外交の概念は次のようなものである。先ずARFにおける予防外交の概念は広範な目標のために設定され、予防外交の実践におけるガイドラインであると断った上で、予防外交の法的・制度的強制力を否認している³⁹⁾。

ARF加盟国によって合意された予防外交の定義、概念、原則は法的義務ではない。それらはARFにのみ適用される共有価値であり、議論が継続されているARFのコンセンサス形成の現状を代表するものとして理解されるべきものである³⁹⁾。

予防外交の定義は論争的である。しかしながら、予防外交とはすべての当事者間の了解によって主権国家群が行使するコンセンサスに基づいた外交および政治行動である、という点には一般的合意がある⁴⁰⁾。

上記2つの引用は前述のARFにおける境界線の政治学を概ね例証するものである。一方で予防外交の拘束性を否認し、それはARFという枠組みにおいて、加盟国間の合意によってのみ意味を持ち得る旨が強調されている。他方で、予防外交をその定義は論争的ではあるが、当事者の了解を要する政治外交活動であると捉え、内政干渉や主権の尊重を予防外交概念の中に埋め込んでいる。つまりコンセンサス／法的義務という境界線を引き、予防外交のレンジを政治外交領域—安全保障ではない—にとどめることによって、予防外交言説の政治化、

あるいは予防外交そのものの範囲が無限に拡大する可能性を抑制している。

こうした東アジアの特殊性の強調は以下の予防外交の基本原則群にかなり強く反映されている。ARFにおける予防外交とは、非軍事活動への限定、紛争の平和的解決、加盟国への内政干渉、実用主義、柔軟性、コンセンサス、協議、調整等の原則群によって貫かれており⁴¹⁾、以下の8項目がその予防外交の基本原則として明記されている。

- ① 予防外交は外交である。それは外交、交渉、調査、調停と和解などの外交的及び平和的手段によるものである。
- ② 予防外交は非強制的なものである。軍事行動や武力行使は予防外交の一環ではない。
- ③ 予防外交は適時に行われるべきものである。予防外交は、[紛争自体やその原因を] 除去するものではなく、予防するものである。予防外交の手段は、紛争や危機の初期段階において最も効果的に適用される。
- ④ 予防外交は信用と信頼を要件とする。予防外交は当事者間において信用と信頼についての強力な土台が存在し、中立性、正当性、不偏性を基礎として実施された場合にのみ有効に機能し得る。
- ⑤ 予防外交は協議と合意に基づいて実施される。予防外交は、適時性を考慮しながらも、ARF加盟国の慎重で詳細な協議を経て実施され得るものである。
- ⑥ 予防外交は自主的なものであり、すべての紛争当事者の要請と彼らの合意に基づいてのみ実施される。
- ⑦ 予防外交は国家間の紛争に適用される。
- ⑧ 予防外交の実施は、国際的に認知された国際法及び国家間関係の基本原則、とりわけ国連憲章、平和共存5原則、東南アジア友好協力条約に沿って行われる。これらの原則には、主権平等、領土保全、内政干渉の尊重が含まれる⁴²⁾。

これら一連の予防外交言説の中にASEAN型の政治的境界線が読み込まれて

いることは想像に難しくはない。第1原則から予防外交とは外交であると同定され、予防外交の範疇を政治外交交渉に限定している。続く第2原則では予防外交の拘束性を否認し、予防外交は集団的安全保障ではないので武力行使や軍事介入は含意されない旨が謳われている。さらに第3原則では、予防外交は紛争を除去するものではなく予防するものと強調されている。この含意は、予防外交は国際紛争や国際的危機の初期段階において紛争の勃発を未然に防止するものであり、紛争の遠因であると想定される国内政治状況（たとえば軍事政権や国内の民族対立）の改変を想定するものではない、ということである。また第6原則から予防外交が紛争当事者の同意と了解を要し、第7原則から予防外交とは国家間の紛争に適用されると規定されている。つまり予防外交とはあくまでも主権国家間の紛争への予防策であり、国内の内乱や民族対立に適用され得るものではない。以上の言明からも明らかなように、予防外交／集団的安全保障というマクロな境界線から、コンセンサス／法的義務、当事者了解／武力介入、主権尊重／内政干渉、紛争の予防／政治体制の改変等のミクロな境界線が引かれている。

以上のようなARFにおけるASEAN的性格はトラックIIプロセスにおいても堅固であり、トラックIとトラックIIの連携強化についてのコンセプト・ペーパーで次のように定義している。

トラックIとトラックIIの連携強化に関するすべての決定は、主権尊重と内政不干渉という原則と、その原則における全ARF加盟国が許容し得る水準への配慮に基づいたコンセンサスによるものなければならない⁴⁶⁾。

さらにこうした境界線の政治学を補強するようにARFの制度枠組みは形成されている。ARFでは事実上のASEAN中心主義が採られている。信頼醸成措置のプロセスにおいては議長国（ASEANから選出）のイニシアティブが強調されており、信頼関係の確立・協調関係の強化・規範構築の討議過程・情報交換・協議プロセス・対外機関との連携等の分野で議長国の役割が定義されている⁴⁷⁾。またASEAN事務局の中にはARFユニットが設けられ、ARFの運営はASEAN

が執り行うという形式である⁴⁸⁾。

4. 地域安全保障における地域主義

前節では地域主義の観点からARFにおける安全保障言説を検証した。本節では更にそうした安全保障言説とアジア地域主義との交錯を検証し、アジア地域主義におけるARFの位相を詳らかにする。

ARFの安全保障言説からも明らかなように、明示的な言葉こそ無いが、ARFはまさに「開かれた地域主義」の安全保障版であろう。APECは「開かれた地域主義」というオープンな政治イデオロギーを標榜しているにも拘わらず、その内実は非常に選択的な包摂の体系であった⁴⁹⁾。かつ、APECは域内の対立—経済自由化を進める北米国家群と経済協力を強調する東アジア国家群—を抱え、地域アイデンティティの形成としては必ずしも成功とは言い難いものであった⁴⁷⁾。

このAPECの「開かれた地域主義」に比して、ARFはさらに選択的な「地域主義」を構成している。制度上、ARFへの加盟申請は「拡大主義（gradual expansion）」が謳われ、ARFの定義する「地理的範囲（geographical footprint）」—ARFが一例としてあげているのは北東アジア・東南アジア・オセアニア—の平和と安全保障に影響を持つ国であれば参加可能であり、加盟申請はARFでの協議の後に承認される⁴⁸⁾。このようにARFはその参加についてオープンな形態を採ってはいるが、ARFの運営方式は所謂ASEAN方式であり、主催国もASEANならば議長国もASEANである⁴⁹⁾。「開かれた地域主義」の戦略的使用という点では1993年に設立されたアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）にもその傾向が現れており、メンバーシップに対しては包摂性の原則が採られている⁵⁰⁾。つまりアジア地域主義における「開かれた地域主義」は無原則に参加希望者にオープンであったり、加盟国間の平等な参加と関与が保障されているわけではなく、そこには地域主義的な排除と選別の体系が作動している。その意味でARFとは、地域的安全保障レジームのアジア太平洋版で

はなく、ASEAN型地域主義の安全保障分野への出先機関に近い⁵⁰。それゆえに、ARFを他の広域安全保障レジームと比較するよりも、東アジアの他の地域主義実践と比較する方が現状を正確に捉えることができるであろう。

さらに予防外交のような高度に論争的な議題をARFのような地域機構で論じた場合、そこには地域主義という境界線の政治学が否応なく作動してしまう。なぜならば、予防外交という課題が、ヘルシンキ宣言以来の欧州モデル—その最たるものは欧州安全保障協力機構（OSCE）における欧州安全保障憲章⁵¹—を普遍化する衝動とそれへの地域主義的対抗という構図が不可避的に浮上してしまうからである。言い換えれば予防外交という問題系は、純粋に軍事問題、紛争予防という技術的な問題を越えて、容易に普遍性／特殊性、欧州／アジアという境界線の政治学へと転化してしまう傾向にある。

このことは国際関係（外交）と政治的境界線の不可分の関係を示唆しており、デーヴィット・キャンベルやコペンハーゲン学派（バリー・ブザン＝オル・ウィーバー）の枠組みと相似をなす構図である。キャンベル⁵²は冷戦史の文脈でアメリカ外交史を再検証し、交渉過程としての「狭義の外交政策 Foreign Policy」と、アイデンティティの表象過程としての「広義の外交政策 foreign policy」—あるいは「外交」に対する「メタ外交」—を区別している⁵³。メタ外交とは繰り返し設定・再設定される境界線の運営と維持である。このアプローチからアメリカ外交史を振り返るならば、アメリカは外交という表象作用を用いて内部／外部の境界線を強化し、アメリカのナショナル・アイデンティティを確立してきた。その境界線の表象は「外部に対する脅威」の表象であり、その対象は共産主義であったり、テロリズム・麻薬であったりする。すなわち、キャンベルの研究は、非対称化された脅威を形成することによって自国の集団的アイデンティティを強化する手段として外交史を再定義し、その外交言説を再検討したものである。

またブザンとウィーバー達の一連の研究⁵⁴は、集団的アイデンティティという視点からヨーロッパの外交を再読解したものである。キャンベルが「広義の外交」と「狭義の外交」を区別したように、ブザン＝ウィーバーも「狭義の安全保障 social security」と「広義の安全保障 societal security」を区別している。

前者が国家のインフラストラクチャー、国民の生命・財産等の防衛であるのに対して、後者は国家の集団的アイデンティティの防衛である。すなわち、ヨーロッパという集団的アイデンティティが外交交渉の場でどのように表象され、強化されてきたのかを内部／外部の関係性の中で考察したものである。

このことが示唆するものは、技術論・政策論として外交や安全保障を論じていても、その語りは結局のところ国家や地域といった境界線の画定作業に包摂されてしまうということである。なぜなら、「狭義の外交」を検討することは往々にしてナショナルやリージョナルなアイデンティティの本質主義化—境界表象の再強化—に帰結するからである⁵⁵。

予防外交の問題に立ち返れば、地域の安全保障という枠組みで予防外交を論じることは、地域の特質や当該地域の特殊性への語りへと帰着せざるを得ず、その場合に自地域／他地域という境界線の政治学が浮上してしまう。とりわけ、予防外交のように時代的・地域的な磁場が強く、概念自体が曖昧なテーマを論じる場合であればその傾向はとりわけ強くなろう。そもそも破綻国家や私的暴力集団による暴力のばつこを目の当たりにしているヨーロッパと、国家間の外交問題（その多くは領土問題）として安全保障を捉える傾向にあるアジアでは、出発点からして異なっている。この出発点の差異は、安全保障や予防外交という技術論を論じていても、その語りは結局のところ地域表象—ヨーロッパ・モデルの普遍化への衝動と、それを迎撃・抑止しようとするアジア地域主義の反撃—という境界線の政治学を浮き彫りにしてしまう。

このことの例証は予防外交に限ったことではない。1990年代前半のアジア的価値論争は純粋に人権問題という範疇を越えて東洋／西洋の文化的境界の二分法に陥ってしまっていた。また、アジア通貨危機以降のアジア・モデル論争は経済政策という次元を跳躍してやはり新自由主義／東アジア型モデルという異なる資本主義モデルの二分法に帰着していた—「腐敗した資本主義」という政治言説からも明らかのように、アジア型モデルへの批判言説は政策論争を超えて、「新自由主義の透明性（neoliberal transparency）」と「腐敗したアジア型資本主義（crony Asian capitalism）」という誤った二項対立の上に成り立っていた。

とりわけ予防外交という課題は、アジア諸国が忌み嫌う「内政干渉」の問題と密接に絡み合っているため、その警戒感も強い。さらにAPECと同様にARFもまた制度化を促進しようとする北米陣営と、コンセンサス重視のASEANといった政治文化の差異を象徴する傾向があり⁵⁷⁾、地域主義の磁場を強く受けている。その意味で、アジア地域における予防外交は、安全保障問題というよりは、その地域主義形成史の中で繰り返し論争されてきた地域主義／グローバル化、特殊性／普遍性という境界線の政治学の一事例としての性格が強い。すなわち、ARFには地域安全保障という枠組みを地域主義に読み替えていくという政治戦略が内在しており、予防外交をASEAN的な政治的含意の中で再構成していく政治実践といえよう。

5. アジア地域安全保障の可能性と限界

前節では、地域主義的な切り口からARFにおける予防外交や地域安全保障の政治言説の特徴を検証した。本節では以上の議論を受けて、このような地域主義的色彩を持つARFの安全保障実践が、現実に東アジアの地域安全保障にどのような展望をもたらすかを概観し、アジア地域安全保障の可能性と限界を考察する。

ARF設立以来、伝統的に守られてきたASEANスタイルに近年、変容が訪れている。それは従来、問われることのなかった内政不干渉の原則が大きく揺らぎ始めているということである。この要因としては以下の3点が考えられる。第1にアジア通貨危機以来、自国の政策が他国に影響を及ぼすことが認知され、少なくとも経済政策については他国の政策を監視し合う緩やかな「内政干渉」規範が形成されつつある。第2にミャンマーやカンボジア、東チモールの事例が示しているように、深刻な人権・民主化問題について世界からの批判が集中するにつれて、「内政不干渉」を錦の御旗に立てて問題を放置することが困難になっていることがあげられる。第3に（中国を除けば）予防外交の文脈でほぼすべてのARF加盟国が一国の内政問題に介入することに柔軟な姿勢を見せてお

り、人権問題や核実験など重要性の高い問題群については「内政干渉」がもはや禁忌ではなくなりつつある。もちろんこうした事例は、加盟国間相互の内政干渉を直ちに是認するものではないが、少なくとも内政不干渉原則に対する規範的拘束力が低下していると考えられることはできよう⁵⁸⁾。

さらにこの事に輪をかけているのが北朝鮮問題である。一方で北朝鮮は東西冷戦構造の残滓を引きずりながら、日米中韓を相手に「危険なチキンゲームのスパイラル」⁵⁹⁾に突入している。しかし他方で、北朝鮮は2000年以降ARFに加わり実務レベルでの信頼醸成措置のプロセスに参加し始めている。その意味で、ARFの信頼醸成プロセスは朝鮮半島問題の激化を抑制するために一定の効果を発揮していると言えよう⁶⁰⁾。

ただ上述のようなASEANスタイルの地域協力のあり方には一定の限界があることも否定できない。ASEANの安全保障についての信頼醸成は東南アジアという「場」において一定の成功を収めたことは間違いがない。しかし、それがARFというより広範囲な秩序を目指した場合にどの程度適用可能であるのか、「ASEAN方式」のような特殊な意思決定プロセスがASEAN以外の加盟国に対してどれほどの有効性を発揮し得るのかについては不透明な部分が多い⁶¹⁾。

上記の点を踏まえた場合に以下の2つ—対外的な側面と対内的な側面—の示唆が導き出せよう。対外的には依然としてアジア地域の特殊性、安全保障概念の形成過程の差異などを媒介に、欧州型の法的・規範的・制度的レジームを忌避し、露骨な内政干渉や「人道的」介入を回避するというスタンスを堅持している。こうしたアジア的制度の基盤は、ARFにおいてASEAN型の運営方針を執行する事で担保されている。

しかし、対内的には人権問題・核実験問題・国際犯罪・国際テロ等、従来のアジアにおいては注目度の高くなかった問題が近年、急浮上している。こうした問題に対処するために内政干渉に対して柔軟な姿勢を採りつつ、地域という枠組みで問題に対処していく体制が徐々に構築されている。たとえば国際テロについては2002年のASEANサミットで地域単位で共同で取り組んでいく旨が宣言され⁶²⁾、国際犯罪についてもASEANとしての取り組みが共同採択されている⁶³⁾。また北朝鮮問題についても朝鮮半島情勢が地域の安全保障に重大な影

響を及ぼすとの認識の下、ASEANからの朝鮮半島問題への関与が近年、問題にされつつある⁶⁴⁾。

こうした政治実践はアジア通貨危機以後の金融協力—たとえばチェンマイ・イニシアティブやその後のASEAN+3—と相似をなすものであろう。アジア通貨危機以後、国際経済におけるIMFによるグローバルな介入を忌避しつつも、金融分野についての地域のセーフティネットの整備が推し進められ、同様の政策協力はASEAN+3の枠内で地域共同体という単位で構築された。同様に、近年の同地域の地域安全保障の取り組みは、国際社会や国連などの名の下に行われるアジア域外からの内政干渉や人道的介入を回避しつつ、対話と信頼醸成のプロセスを積み上げていながら地域内の問題は地域内で解決するという視座の現れである。

こうした政治実践から明らかなことは、境界線の政治学における地域主義ロジックの二重性であろう。つまり対外的には依然として域内/域外という境界線の政治学のロジックが作動しており、ヨーロッパ・モデルを普遍性としてアジアに適用することには相当の警戒感と嫌悪感がある。他方、域内では境界線のロジックが微妙に読み替えられており、内政干渉や主権尊重の概念は、アジア域内では柔軟に受け止められ、地域安全保障の問題を信頼醸成措置を梃子にして解決していこうとする政治的配慮が働いている。つまりアジアの地域安全保障は対外的にはヨーロッパ・モデルへの抵抗とアジアの地域的特殊性の強調、対内的には域内のトランスナショナルな事象について、地域共同体を舞台として信頼醸成を蓄積させていこうとする二重の運動である。

6. 結び

以上本章では境界線の政治学の視座から地域アイデンティティの政治実践の一つとしてARFの安全保障言説を考察した。本章で考察したように、予防外交の概念形成自体が社会的・歴史的に形成された特殊な政治状況—破綻国家やポスト冷戦下の状況などヨーロッパ的な経験の磁場—に依存しており、それを安

易に普遍化して、安全保障レジームとしてARFを評価することは適切ではない。そこで本章では、安全保障レジームとしてではなく地域主義実践の一環としてARFの政治言説を讀解した。

そして地域主義という政治言説を考察するにあたって、境界線の政治学の一事例としてARFの安全保障実践を捉え、域内/域外という視点から検証を試みた。ARFの政治実践は対外的には、ASEAN方式を踏襲し、内戦不干渉や主権尊重、そして法的・制度的レジームへの慎重な態度を堅持している。しかし対内的には、人権問題や核実験問題、そして昨今の朝鮮半島情勢など、地域共同体言説を足掛かりとして地域内の信頼醸成形成を行っている。この域内と域外での政治ロジックの使い分けがアジアの地域安全保障を検証する上では一つの大きな指標となっている。

この検証の結果、ARFと地域主義のつながりが先行研究よりも明らかになったのではないだろうか。つまり安全保障レジームとしてARFの制度化過程を評価するのではなく、地域主義というフェーズからARFを考察することによって地域主義と「予防外交の普遍化」という境界線のせめぎ合いを理解し、より正確に安全保障と地域アイデンティティの関係性を捉えることができると考えられる。

注

- 1) 地域安全保障に関する従来の研究群としては以下を参照 (一部他領域を含む)。Amitav Acharya, *Constructing a Security Community in Southeast Asia*, Routledge, 2001, Barry Buzan and Ole Wæver, *Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge U.P., 2003, 五十嵐暁郎、高原明生、佐々木寛編『東アジア安全保障の新展開』、明石書店、2005年、菅英輝、G. フック、S. ウェストン編『アジア太平洋の地域秩序と安全保障』、ミネルヴァ書房、1999年、小島朋之、竹田いさみ編『東アジアの安全保障』、南窓社、2002年、佐藤孝一『ASEANレジーム』、勁草書房、2003年、日本学術協力財団編『冷戦後のアジアの安全保障』、大蔵省印刷局、1997年、森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障』、日本国際問題研究所、2003年、山影進『ASEANパワー』、東京大学出版、1997年、山影進編『転換期のASEAN』、日本国際問題研究所、2001年、山影進編『東アジア地域主義と日本外交』、日本国際

- 問題研究所、2003年、山本武彦編『地域主義の国際比較』、早稲田大学出版部、2005年。
- 2) 境界線の政治学とは、内部／外部、友／敵、我々／彼らといった政治的境界線の画定や変容から政治現象を捉えていくアプローチである。代表的なものとして杉田敦『境界線の政治学』、岩波書店、2005年、土佐弘之『安全保障という逆説』、青土社、2003年。
 - 3) 昨今の人間の安全保障やグローバルなテロリズム、トランスナショナルな犯罪行為の増加を考えるとこの国家安全保障ですら、安全保障の境界策定という問題系をもちや避け得ないとも考えられる。ただし、この課題については本章の趣旨を超えているため、別稿に譲る。
 - 4) 大賀哲「日本外交とアイデンティティ—アジア太平洋から東アジアへ」『社会科学研究』第54巻第2号、2003年、133-4頁、同著者「日本外交史における境界の政治学—排日移民法とナショナル・アイデンティティ」『国際政治』第140号、2005年、40-42頁、大庭三枝「国際関係論におけるアイデンティティ」『国際政治』第124号、2000年、143頁。
 - 5) アイデンティティ研究の方法論についてはToru Oga, “Re-discovering Asianess: the role of institutional discourses in the APEC 1989-1997”, *International Relations of the Asia-Pacific* vol. 4-2, 2004 forthcoming, pp.290-296を参照。
 - 6) Ibid. p.293-294.
 - 7) 大庭三枝「『境界国家』と『地域』の時空論—日豪の地域アイデンティティ模索とアジア太平洋地域の創出」『レヴァイアサン』第26号、2000年、106頁。
 - 8) 例えば大賀「日本外交とアイデンティティ」前掲、Oga “Re-discovering Asianess” op.cit., Douglas Webber, “Two funerals and a wedding? The ups and downs of regionalism in East Asia and Asian Pacific after the Asian crisis” *The Pacific Review* Vol.14 No. 3, 2001を参照。
 - 9) Richard Higgott and Nicola Phillips, “Challenging triumphalism and convergence: the limits of global liberalisation in Asia and Latin America” *Review of International Studies* Vol. 26, 2000.
 - 10) Richard Higgott, “The Asian Economic Crisis: A study in the politics of resentment” *New Political Economy* 3 (3), 1998.
 - 11) 佐島直子編『現代安全保障用語辞典』、信山社、2004年、85-86頁。
 - 12) 納家政嗣『国際紛争と予防外交』、有斐閣、2003年、84頁。
 - 13) Amitav Acharya, “The Association of Southeast Asian Nations: ‘Security Community’ or ‘Defence Community’?”, *Pacific Affairs*, vol.64-(2), 1991, p.160.
 - 14) Amitav Acharya, “A Regional Security Community in Southeast Asia?”, *Journal of Strategic Studies*, vol. 18-3, 1995を参照。
 - 15) Amitav Acharya, “Regional Military-Security Cooperation in the Third World: A conceptual analysis of the relevance and limitations of ASEAN”, *Journal of Peace Research*, vol. 29-(1), 1992, p.11.
 - 16) Michael Antolik, *ASEAN and the Diplomacy of Accomodation*, M.E.Sharpe, 1990, p.10, p.94-96.
 - 17) Shaun Narine, “ASEAN and the Management of Regional Security”, *Pacific Affairs*, vol. 71-(2), 1998, p.196.
 - 18) ASEAN方式については以下を参照。Amitav Acharya, *The Quest for Identity: International Relations of Southeast Asia*, Oxford U.P., 2000, p.127-129, Amitav Acharya op.cit., *Constructing a Security Community in Southeast Asia*, Ch.2, Ch.6.
 - 19) Narine, op.cit., p.202, Kusuma Snitwongse, “ASEAN’s Security Cooperation: searching for a regional order”, *The Pacific Review*, vol.8-(3), 1995, p.520.
 - 20) 佐島、前掲書、8頁。
 - 21) ヨーロッパの信頼醸成概念、およびアジアとヨーロッパの信頼醸成概念の相違については以下を参照。植田隆子「欧州安全保障協力会議における信頼醸成措置の発達」『国際法外交雑誌』88(5)、1989年、461-494頁、百瀬宏・植田隆子「欧州安全保障協力会議（CSCE）1975-92」日本国際問題研究所、1992年、吉川元「ヨーロッパ安全保障協力会議CSCE」三嶺書房、1994年、山影進『ASEANパワー』前掲、307-310頁。
 - 22) 納家、前掲書、85-86頁。
 - 23) 山本吉宣「協調的安全保障とアジア太平洋」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、44-45頁。
 - 24) 佐島、前掲書、18頁。
 - 25) 吉川元「予防外交の理論と枠組み」同著者編『予防外交』、三嶺書房、2000年、6頁。
 - 26) 神保謙「ARFにおける予防外交の展開」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、221頁。
 - 27) 坪内淳「アジア太平洋における予防外交の有効性、可能性、展望」『予防外交』前掲、265-266頁。
 - 28) ARFの設立経緯を題材とした優れたモノグラフとしてはMichael Leifer, *The ASEAN Regional Forum*, Oxford U.P., 1996を参照。
 - 29) Leifer, op.cit., p.55, Buzan and Wæver op.cit., p.159
 - 30) “The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper”, 1 August 1995.
http://www.aseansec.org/3618.htm（最終アクセス日2006年12月10日）。以下ウェブサイト・アドレスの後の（ ）内日付は、筆者の最終アクセス日時を指す。

- 31) 同ペーパーの位置付けについては以下を参照。“Chairman’s Statement, the Second Meeting of the ASEAN Regional Forum”, Brunei Darussalam, 1 August 1995, <http://www.aseansec.org/3617.htm> (2006年12月10日)。
- 32) “The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper”, 第3および第5パラグラフ。
- 33) Ibid. 第6パラグラフ。
- 34) Ibid. 第8パラグラフ。
- 35) Ibid. 第20および第21パラグラフ。
- 36) Ibid. 第11および第17パラグラフ。
- 37) “ASEAN Regional Forum (ARF) Concept and Principles of Preventive Diplomacy”, 27 July 2000, 第4パラグラフ <http://www.aseansec.org/3579.htm> (2006年12月10日)。
- 38) Ibid. 第5および第6パラグラフ。
- 39) Ibid. 第6パラグラフ。
- 40) Ibid. 第7パラグラフ。
- 41) Ibid. 第11パラグラフ。
- 42) Ibid. 第12パラグラフ, [] 内および強調筆者。
- 43) “A Concept Paper on Enhancing Ties between Track I and Track II in the ARF, and between the ARF and Other Regional and International Security organizations”, 17-19 October 2005, 第4パラグラフ, <http://www.aseansec.org/ARF/TOR/TrackI-TrackII.pdf> (2006年12月10日)。
- 44) “Enhanced Role of the ARF Chair”, May 2001, <http://www.aseansec.org/3572.htm> (2006年12月10日)。
- 45) “Terms of Reference of the ASEAN Regional Forum Unit”, 23 June 2004, <http://www.aseansec.org/ARF/TOR/unit.pdf> (2006年12月10日)。
- 46) 政治制度上、APECは決して「開かれた地域主義」の忠実な実践者ではない。コロンビアとエクアドルの加盟申請の却下はその端的な例であろう。またパプア・ニューギニアを除く太平洋の島嶼国家群やカンボジア・ラオス等、APECの掲げる「アジア太平洋地域」内には未だにAPEC非加盟国が存在している。Oga, “Re-discovering Asianness”, p.297.
- 47) Ibid. p.298.
- 48) ARFウェブサイト、“ARF Participants”を参照。
<http://www.aseanregionalforum.org/Default.aspx?tabid=64> (2006年12月10日)。
- 49) 山本、前掲論文、65 - 66頁。
- 50) 中山俊宏「アジア太平洋のトラックIIプロセス」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、205頁。

- 51) 山本、前掲論文、66頁。
- 52) ヨーロッパの安全保障問題を協議する場として、欧州安全保障協力会議 (CSCE) が1972年に発足し、1975年には国境の不可侵と人権の尊重を謳ったヘルシンキ宣言が採択された。その後、CSCEは1995年に欧州安全保障協力機構 (OSCE) として強化再編され、1999年には欧州安全保障憲章を採択した。同憲章は、人権と自由を最優先課題として掲げ、国家内紛争にも積極的に関与することが宣言された。以下のウェブサイトを参照。 http://www.osce.org/documents/mcs/1999/11/17497_en.pdf (2006年12月10日)。
- 53) David Campbell, *Writing Security: United States Foreign Policy and the Politics of Identity*, Manchester U.P., Revised Edition 1998.
- 54) Ibid. p.69.
- 55) Barry Buzan, Ole Wæver and J.D. Wilde, *Security: A New Framework for Analysis*, Lynne Rienner Publishers, 1998, Ole Wæver, Barry Buzan, M. Kelstrup and P. Lemaitre, *Identity, Migration and the New Security Agenda in Europe*, Printer Publishers Ltd., 1993.
- 56) ほぼ同様の趣旨に土佐、前掲書、95頁。
- 57) 神保謙「ARFにおける予防外交の展開」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、241 - 242頁。
- 58) 菊池努「アジア太平洋の地域制度と安全保障」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、121頁、坪内、前掲書、279 - 280頁、山影進「ASEANの基本理念の動揺」『転換期のASEAN』前掲、128 - 137頁。
- 59) 森本敏「アジア太平洋の安全保障」『アジア太平洋の多国間安全保障』前掲、25頁。
- 60) 佐藤考一「ASEANを中心とした広域安全保障協力と日本」『東アジア地域主義と日本外交』前掲、日本国際問題研究所、2003年、49頁。
- 61) Narine, op.cit., p.209, Shaun Narine, “ASEAN and the ARF: the limits of the ‘ASEAN Way’”, *Asian Survey*, vol.37-(10), 1997, p.973-977, Snitwongse, op.cit., p.529.
- 62) “Declaration on Terrorism”, The 8th ASEAN Summit, Phnom Penh, 3 November 2002, <http://www.aseansec.org/13154.htm> (2006年12月10日)。
- 63) “Joint Communique of the Fifth ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (AMMTC)”, Ha Noi, 29 November 2005, <http://www.aseansec.org/17937.htm> (2006年12月10日)。
- 64) “Statement by the chairman of the 37th ASEAN Standing Committee (ASC) On The Six-way negotiation on Korean Peninsula”, Jakarta, 27 August 2003, <http://www.aseansec.org/15048.htm> (2006年12月10日)。